

NEW!

3大疾病保障保険

3大疾病保障保険 (団体型)

意向確認書

ご自身のニーズ (ご意向) に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◆3大疾病【がん・急性心筋梗塞・脳卒中】に備える一時金の保障
- ◆死亡保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

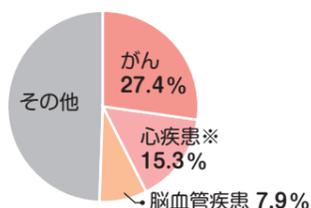
51ページ～53ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、54ページ～55ページの「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、必ずご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管ください。

●死亡の原因

がん・心疾患※・脳血管疾患で死因の約半数を占めており、とりわけがんは死因の約3割です。

※高血圧性を除く
厚生労働省「平成30年(2018)人口動態統計(確定数)の概況」から計算
当データの疾患は、当保険における保険金の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。



●治療のために、5年間分の費用を備えておくと安心です。

がんの完治の平均的な目安は「治療後5年間再発しないこと」とされています。がんの完治に向けて、再発防止等のために5年間通院しなければならない可能性があるため、5年間分の費用を備えておくと安心です。



がんになった場合にかかる費用の目安

【「治療費(公的医療保険制度対象・対象外)」と「治療費以外の費用」の合計額】

がんの治療は、がんの部位や進行度等によってさまざまのため、治療にかかる費用も人それぞれです。

根治を目的とした手術等を実施することが多い1年目は費用が高額になることがあります。まとまった一時金を準備しておくことで、選択の幅が広がり、納得した治療を受けられるかもしれません。

2年目以降は、再発や転移防止等のために、継続的に費用がかかる場合があります。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ケース① 公的医療保険制度対象の治療で平均的な費用がかかった場合 進行度の低いがんも含む平均	約144万円	約86万円	約86万円	約86万円	約86万円
ケース② ケース①に加え、公的医療保険制度対象外の治療(先進医療・自由診療*等)を受けた場合 1年目に重粒子線治療・2年目以降にリンパドレナージを受けた場合の金額	約457万円	約93万円	約93万円	約93万円	約93万円

*公的医療保険制度が適用されず、全額自己負担で、患者の希望により医師の判断で行う診療を指します。自費診療クリニックなどで、施設自体の安全性や治療の有効性が担保されていない場合もあるため、自由診療を利用する場合には注意が必要です。

★ オプション ★

グループ保険の加入が必要です。
(3大疾病保障保険のみの加入はできません。)

3大疾病保障保険のみの加入はできません。ご本人さまは必ずグループ保険にもご加入ください。(ご本人さまがグループ保険・3大疾病保障保険に加入している場合は、配偶者さま・お子さまはグループ保険に加入していなくても3大疾病保障保険に加入できます。)

●治療費等の支出以外に、収入の減少も大きな負担となることがあります。

実際がんにかかり、収入が減少した方にお伺した、世帯収入額の減少割合(5年間平均)

約4.2割

出典▶P56⑥

例えば以下の世帯年収の方の場合、それぞれの年間収入減少額は…

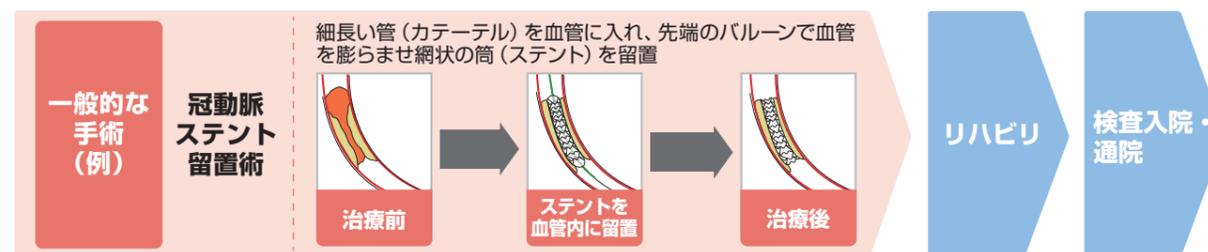
年収300万円の場合	年収約552万円(平均世帯年収)の場合	年収700万円の場合
約126万円	約232万円	約294万円

※当記載内容は、2019年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。

●「急性心筋梗塞」・「脳卒中」になった場合にかかる費用

急性心筋梗塞等の虚血性心疾患の場合は、手術後の経過観察等で定期的に通院することがあります。

一般的な急性心筋梗塞の治療(例)



○例えば、急性心筋梗塞等の虚血性心疾患の治療に備えておきたい金額の目安は…

入院・手術等の費用	約20万円	+	その他の費用 交通費・外食費用	約11.8万円	×	10年	=	約138万円
-----------	-------	---	--------------------	---------	---	-----	---	--------

出典▶P56⑦

※その他の費用は、急性心筋梗塞(虚血性心疾患)の場合を記載しております。

20年の場合: 約256万円
30年の場合: 約374万円

脳卒中等の脳血管疾患の場合は、入院が長期化することがあり、その分入院費用がかかります。

一般的な脳卒中の治療(例)



○例えば、脳卒中等の脳血管疾患の治療に備えておきたい金額の目安は…

入院・手術等の費用	約90万円	+	その他の費用 交通費・外食費用	約11.8万円	×	10年	=	約208万円
-----------	-------	---	--------------------	---------	---	-----	---	--------

出典▶P56⑦

※入院・手術等の費用は、脳梗塞(脳血管疾患)の場合を、その他の費用は、脳卒中(脳血管疾患)の場合を記載しております。

20年の場合: 約326万円
30年の場合: 約444万円

監修:(公財)日本生命済生会日本生命病院

※当ページ記載のデータの疾患は、日本生命との保険契約における保険金等の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。

必ずお読みください

★ オプション ★
グループ保険の加入が必要です。
(3大疾病保障保険のみの加入はできません。)

3大疾病保障保険のみの加入はできません。ご本人さまは必ずグループ保険にもご加入ください。(ご本人さまがグループ保険・3大疾病保障保険に加入している場合は、配偶者さま・お子さまはグループ保険に加入していただくとも3大疾病保障保険に加入できます。)

主な保障内容と保障額

〔主契約および家族特約〕

●被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払します。

お支払事由		お支払額
3大疾病 保険金	①がん (悪性新生物)	加入日(*)前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)
	②急性心筋梗塞	加入日(*)以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき (2)急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき
	③脳卒中	加入日(*)以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき (2)脳卒中の治療のための手術を受けたとき
上皮内 新生物診断 保険金	加入日(*)前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたとき(加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	保険金額 の10%
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額

※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
 ※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
 ※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。
 ※がんの診断確定とは、がんを罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。
 ※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。
 ※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
 ※上皮内新生物診断保険金は1回限りのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回限りです。
 (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」 の表記に ついて	「がん(悪性新生物)」は、「別表1 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。
	「がん(上皮内新生物等)」は、「別表4 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。
	「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。

〔リビング・ニーズ特約〕

お支払事由		お支払額
リビング・ニーズ特約 の特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、保険金の受取人が指定した保険金額

※保険料の追加負担はありません。
 ※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。
 ●詳細は、パンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

効力発生日
 令和3年7月1日

保障額と掛金

●配偶者・子どものみで加入することはできません。
 ●配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

【掛金の単位:円】

対 象		本人・配偶者										
死亡保険金・3大疾病保障保険金		500万円	400万円	300万円	200万円	100万円						
上皮内新生物診断保険金		50万円	40万円	30万円	20万円	10万円						
月払掛金(概算)	満年齢	性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
		15歳～19歳(H13.7.2～H18.7.1)	1,470	1,385	1,176	1,108	882	831	588	554	294	277
		20歳～24歳(H8.7.2～H13.7.1)	1,650	1,480	1,320	1,184	990	888	660	592	330	296
		25歳～29歳(H3.7.2～H8.7.1)	1,725	1,710	1,380	1,368	1,035	1,026	690	684	345	342
		30歳～34歳(S61.7.2～H3.7.1)	1,915	2,145	1,532	1,716	1,149	1,287	766	858	383	429
		35歳～39歳(S56.7.2～S61.7.1)	2,375	2,925	1,900	2,340	1,425	1,755	950	1,170	475	585
		40歳～44歳(S51.7.2～S56.7.1)	2,915	3,950	2,332	3,160	1,749	2,370	1,166	1,580	583	790
		45歳～49歳(S46.7.2～S51.7.1)	4,285	4,950	3,428	3,960	2,571	2,970	1,714	1,980	857	990
		50歳～54歳(S41.7.2～S46.7.1)	6,290	6,115	5,032	4,892	3,774	3,669	2,516	2,446	1,258	1,223
		55歳～59歳(S36.7.2～S41.7.1)	9,430	7,240	7,544	5,792	5,658	4,344	3,772	2,896	1,886	1,448
		60歳～64歳(S31.7.2～S36.7.1)	14,350	9,050	11,480	7,240	8,610	5,430	5,740	3,620	2,870	1,810
		65歳～69歳(S26.7.2～S31.7.1)	21,430	11,965	17,144	9,572	12,858	7,179	8,572	4,786	4,286	2,393
70歳(S25.7.2～S26.7.1)	26,890	14,165	21,512	11,332	16,134	8,499	10,756	5,666	5,378	2,833		

【掛金の単位:円】

対 象		こども										
死亡保険金・3大疾病保障保険金		500万円	400万円	300万円	200万円	100万円						
上皮内新生物診断保険金		50万円	40万円	30万円	20万円	10万円						
月払掛金(概算)	満年齢	性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
		15歳～19歳(H13.7.2～H18.7.1)	1,470	1,385	1,176	1,108	882	831	588	554	294	277
		20歳～22歳(H10.7.2～H13.7.1)	1,650	1,480	1,320	1,184	990	888	660	592	330	296

●【経済産業省・各経済産業局・特許庁にお勤めの方】
 掛金は毎月所定の口座から振替えます。(第1回目は7月20日、以後毎月20日に振替えます。20日が休日の場合は翌営業日となります。)
 口座振替用紙の提出が必要となります。口座振替用紙を提出いただけない場合、加入いただけない場合があります。
 * 初回の掛金が振替できない場合には、加入申込みが取り消される場合があります。また加入後も2カ月連続して掛金が振替できない場合は、福祉協会にて被保険者へ別途案内のうえ脱退手続きを進め、以後の保障がなくなる場合がありますのでご注意ください。
 * 出向中の職員の方については、掛金の振替に関する明細書は発行しませんので、あらかじめご了承ください。
 【独立行政法人にお勤めの方】
 掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)
 ●上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、効力発生日(令和3年7月1日)から適用します。
 なお、払込みいただいた掛金と正規掛金に差異が生じた場合は精算させていただきます。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
 ●上記、本人・配偶者・子どもの掛金には保険料の他、制度運営費(口座振替・振込手数料、通信費、システム経費)が含まれております。
 掛金とは保険料に制度運営費を加えたものです。
 ●当パンフレット(3大疾病保障保険)における年齢は満年齢で記載しております。
 ※「満年齢」とは、契約日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。

グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

〔契約概要・注意喚起情報等〕

「申込書兼告知書」
 のご記入方法

必ずお読みください

★ オプション ★
グループ保険の加入が必要です。
 (3大疾病保障保険のみの加入はできません。)

3大疾病保障保険のみの加入はできません。ご本人さまは必ずグループ保険にもご加入ください。(ご本人さまがグループ保険・3大疾病保障保険に加入している場合は、配偶者さま・お子さまはグループ保険に加入していなくても3大疾病保障保険に加入できます。)

ご加入にあたって

- 30ページの「保障額と掛金」に記載の保障額を任意に選択し、お申込みください。ただし、次のことにご注意ください。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
 - 配偶者・子どものみで加入することはできません。
 - 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
 - 保険期間中に本人に対する3大疾病保障金が支払われた場合や、本人が死亡された場合または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
 - この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

お取扱いについて

加入資格	<p>以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。 以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。 本人は「グループ保険」に加入することが条件となります。</p> <p>《本人》経済産業省および関係独立行政法人の職員の方で 新規加入は、年齢満15歳以上満60歳以下の方。 継続加入は、年齢満70歳以下の方。</p> <p>《配偶者》上記本人の配偶者の方で 新規加入は、年齢満16歳以上満60歳以下の方。 継続加入は、年齢満70歳以下の方。</p> <p>《子ども》上記本人の扶養する子ども(*)で年齢満15歳以上満22歳以下の方。 ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。 (*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。</p> <p>【退職後の継続加入について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人は、退職直前まで1年以上継続して当3大疾病保障保険に加入されている場合、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満70歳まで継続加入することができます。 ●配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満70歳まで継続加入することができます。 ●子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満22歳まで継続加入することができます。 ●本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。 <p>＜ご注意＞</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)一旦加入すれば、その後病気になるけれども、原則として、加入資格を満たさざり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。 (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。) (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。 (4)配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。 (5)保険期間中に本人に対する3大疾病保障金が支払われた場合や、本人が死亡された場合または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。 (6)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。 (7)被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはリビング・ニース特約の効力は生じません。
保険期間	<p>保険期間は効力発生日～2022年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。</p>
この保険契約から脱退いただく場合	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が加入資格を失われた場合には、本人は保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。 ●配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。 <ol style="list-style-type: none"> ①本人が脱退・死亡された場合は、本人の脱退日・死亡日、本人について3大疾病保障金が支払われた場合は、本人が3大疾病保障金の支払事由に該当した日、本人の死亡保険金の全部がリビング・ニース特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日 ②配偶者が加入資格を失われた場合は、その日 ③子どもが加入資格を失われた場合は、次の更新日の前日 ●脱退された場合、この保険契約の保障は終了します。保障終了日は、各月分の掛金に対応する期間のうち、脱退日が属する期間の末日です。 [例]3月24日に脱退された場合、払込みいただいた3月分の掛金に対応する期間の末日である3月31日が保障終了日となります。 ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。 ●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。
受取人	<ul style="list-style-type: none"> ●3大疾病保障金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニース特約の特約保険金の受取人について： 被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。被保険者が子どもの場合、本人です。 ●死亡保険金の受取人について： 被保険者が本人の場合、原則、労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位の方です。それ以外を指定される場合は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。 被保険者が配偶者・子どもの場合、本人です。

指定代理請求人によるご請求

- 被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求を行うことができます。
- 被保険者は、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。
- 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

＜代理請求できる場合＞
 保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。

- ・保険金のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合
- ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合

＜指定代理請求人の範囲＞
 以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。

- ①被保険者と次の関係にある人
 - (ア)戸籍上の配偶者
 - (イ)直系血族
 - (ウ)兄弟姉妹
 - (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人
 - (オ)同居または生計を一にしている人
 - (カ)財産管理を行っている人
 - (キ)死亡保険金受取人
 - (ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人

なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。

税務上のお取扱い

＜代理請求できる保険金＞

- ・3大疾病保障金
- ・上皮内新生物診断保険金
- ・リビング・ニース特約の特約保険金

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保障金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニース特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
- 本人が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定があったものとし、その場合の指定代理請求人は本人となります。なお、子どもは指定代理請求人を指定できません。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人を請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

＜掛金＞

- 主契約および家族特約の掛金は、一般生命保険料控除の対象です。
- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/)

※一般生命保険料控除の対象となる掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 ※当3大疾病保障保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当3大疾病保障保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

＜保険金＞

- 3大疾病保障金・上皮内新生物診断保険金
 被保険者が受取人の場合、非課税です。
 ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
- 死亡保険金
 《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- 《配偶者・子ども》本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- リビング・ニース特約の特約保険金
 被保険者が受取人の場合、非課税です。

＜年金＞

- 年金
 (公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
 課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※

※必要経費 = $\frac{\text{年金年額}}{\text{(除配当金)}} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$

税務の取扱い等について、令和2年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

「契約概要・注意喚起情報等」

「申込書兼告知書」のご記入方法

❶ 必ずお読みください

保険金のお支払事由

- 主契約および家族特約
[3大疾病保険金]
- 被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき
 - ①被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて悪性新生物(別表1)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき
(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。)
※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。
 - ②被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき
(ア)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
(イ)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき
 - ③被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき
(ア)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
(イ)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき
- この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②(ア)または③(ア)の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。

<ご注意>
●3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。
●3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。

- [上皮内新生物診断保険金]
- 被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物(別表4)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき

<ご注意>
●上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物(別表1)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。
●上皮内新生物診断保険金は同一の被保険者について1回限りのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回限りです。

- [死亡保険金]
 - 被保険者が保険期間中に死亡されたとき
- (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

- リビング・ニース特約
[リビング・ニース特約の特約保険金]
 - 被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき
- <ご注意>
●リビング・ニース特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニース特約の特約保険金は支払いません。
この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。
●余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。
余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。
●死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険金額は保険金の受取人が指定した保険金額分について、請求日に減額されたものとします。
●特約保険金は同一の被保険者について1回限りのお支払いとなります。

★ オプション ★
グループ保険の加入が必要です。
(3大疾病保障保険のみの加入はできません。)

3大疾病保障保険のみの加入はできません。ご本人さまは必ずグループ保険にもご加入ください。(ご本人さまがグループ保険・3大疾病保障保険に加入している場合は、配偶者さま・お子さまはグループ保険に加入していなくても3大疾病保障保険に加入できます。)

保険金のお支払事由
[続き]

- 別表1 対象となる悪性新生物
- 1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類要目 CD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00 ~ C14
消化器の悪性新生物	C15 ~ C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 ~ C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 ~ C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43 ~ C44)のうち 皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45 ~ C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51 ~ C58
男性生殖器の悪性新生物	C60 ~ C63
腎尿路の悪性新生物	C64 ~ C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 ~ C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73 ~ C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76 ~ C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 ~ C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

- 2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／ 3 …… 悪性、原発部位
／ 6 …… 悪性、転移部位
悪性、続発部位
／ 9 …… 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

- 別表2 対象となる急性心筋梗塞
対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類要目 CD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20 ~ I25)のうち	I21 I22
	急性心筋梗塞	
	再発性心筋梗塞	

グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

〔契約概要 注意喚起情報等〕

〔申込書兼告知書〕
のご記入方法

必ずお読みください

★ オプション ★
グループ保険の加入が必要です。
 (3大疾病保障保険のみの加入はできません。)

3大疾病保障保険のみの加入はできません。ご本人さまは必ずグループ保険にもご加入ください。(ご本人さまがグループ保険・3大疾病保障保険に加入している場合は、配偶者さま・お子さまはグループ保険に加入していなくても3大疾病保障保険に加入できます。)

保険金をお支払いしない場合等(詳細)
 [続き]

【すべての保険金】

●次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

保険金の受取方法は次の3種類です。

●全額一時金 ●全額年金 ●一時金+年金

●保険金請求の際、受取人の希望により、3大疾病保障保険または死亡保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※子どもを被保険者とする3大疾病保障保険・死亡保険金は対象外です。また、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金についても対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合のほか、保険金請求時の金融経済情勢等によっては、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

●年金受取りに関する詳細については、団体に備付けの「年金受給のしおり」を必ずご確認ください。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	年金受取人が死亡した場合
種類	受取期間				
確定年金	5年	定額型	年4回受取り (3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日) (5月1日) (8月1日) (11月1日)	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年				
	15年				

※年金年額が40万未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

制度運営および引受保険会社

●当制度は一般財団法人 通商産業福祉協会が生命保険会社と契約時点の約款に基づき締結した家族特約付リビング・ニーズ特約付年金払特約付個人保険への加入に関する特約付3大疾病保障保険(団体型)契約に基づいて運営します。
 [引受保険会社] 日本生命保険相互会社

個人情報の取扱いに関する一般財団法人 通商産業福祉協会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、一般財団法人 通商産業福祉協会(以下、団体といいます。)を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体(ジャパン・アフィニティ・マーケティング(株)を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人・指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人(以下、受取人および代理人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

募集期間中のお問合せにつきましては、表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>一般財団法人 通商産業福祉協会 TEL 03-3436-1731 または 03-3436-1732

<日本生命お問合せ先>日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、証券番号(939-69)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)

【障がいの表記】 当パンフレット(3大疾病保障保険)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

「申込書兼告知書」のご記入方法

「申込書兼告知書」のご記入方法